参考資料１

ふじのくに
協働の推進に向けた基本指針
（概要版）

平成 28 年３月

（平成 30 年３月　参考指標一部改正）

静　　岡　　県

静岡県くらし・環境部

Shizuoka Prefecture

基本指針の概要

１　基本指針改定の趣旨

近年、地域社会における社会的課題が多様化、複雑化する中、行政、企業、ＮＰＯ、自治会などが互いに協力して課題解決に取り組み、地域社会をより住み良いものとしていくことが今後ますます重要となっています。

このため、従前の「ＮＰＯ活動に関する基本指針」の基本的な考え方を継承しつつ、地域での多様な主体による協働の一層の推進の観点から見直しを行い、静岡県の今後の取組の基本的な方向性を示すものとして本指針を取りまとめました。

２　基本指針改定の経緯

本指針の改定に際しては、有識者で構成する「静岡県ＮＰＯパートナーシップ委員会」の開催やパブリックコメントの実施等を通じて、オープンな議論の実施に努めました。

３　本指針の対象期間

平成 28 年度から平成 32 年度の５年間

「協働」とは

ＮＰＯ、企業、行政などがそれぞれの主体性、自主性のもとに、互いの特性を認識・尊重しながら、持てる資源（人材、資金、情報、ネットワークなど）を出し合い、対等な立場で、共通の公共的な目的を達成するために、協力することです。

本指針の対象とする協働の主体について

本指針では、行政のほか、ＮＰＯ、自治会などのコミュニティ組織、ソーシャルビジネスを行う社会的企業など、地域において社会的課題の解決に取り組んでいる組織・団体を幅広く協働の主体として位置付けています。

また、ＮＰＯは「市民が主体となって、自発的、継続的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない組織の総称」と定義され、ＮＰＯ法人のほか、一般・公益社団（財団）法人、社会福祉法人、ボランティア団体などを含みます。

協働が求められる背景

地域社会における課題をめぐる状況は以下のような変化の只中にあります。

(1) 地域の社会的課題の内容の多様化、複雑化
(2) 地方分権の進展と地方創生の議論の高まり
(3) 求められる共助の精神に基づく地域づくり

すなわち、課題の難易度が高まる一方で、地域が一体となって主体的にその解決に取り組み、持続可能な活力ある地域づくりを行っていくことが求められているのです。

特に、静岡県においては急速な人口減少や産業構造の転換、大規模災害への備えといった喫緊の課題を抱えており、これらの課題解決のためには行政のみでなく、地域の様々な主体が協力して取り組むことが不可欠です。

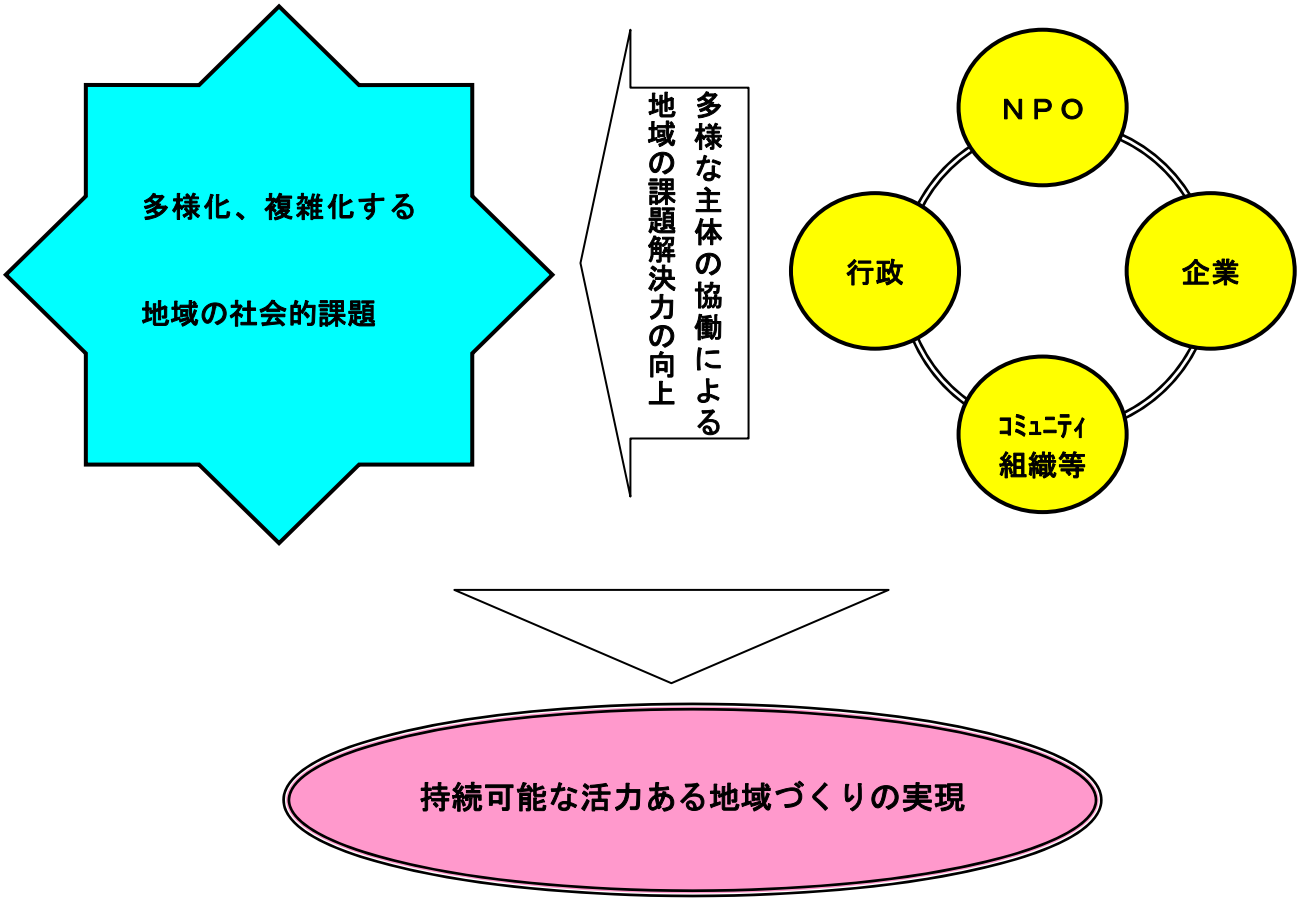

協働におけるＮＰＯの役割

ＮＰＯは、自らの理念に基づいて活動する「自発性」、新しい社会的課題や少数者のニーズ等にいち早く気づき、独自の視点から取り組む「先駆性」、既存の枠組みにとらわれず、すばやく意思決定、行動のできる「機動性」など優れた特質を持っています。そのため、市民が社会的課題に取り組む際の重要な手段となり、多様な人や組織を結び付けていくことができる存在であることから、地域における協働の推進において大きな役割が期待されています。

これまでの行政の取組

静岡県では、平成 22 年度に改定した「ふじのくにＮＰＯ活動に関する基本指針」に基づき、「静岡県社会貢献活動促進基金（愛称：ふじのくにＮＰＯ活動基金）」の造成によるＮＰＯへの事業費助成や、ＮＰＯ活動の支援拠点の機能の見直しによる中間支援の強化等に取り組んできました。

■ＮＰＯ活動支援拠点の機能の見直し

	見直し前	見直し後
名称	地域交流プラザ「パレット」	ふじのくにＮＰＯ活動センター
機能	主にＮＰＯ活動の場の提供	中間支援の実施に特化

■「静岡県社会貢献活動促進基金」によるＮＰＯ活動の促進

事業名	事業の概要	実施成果及び課題
新しい公共支援事業 （平成 23～24 年度）	国の「新しい公共」の交付金を財源に新しい公共の場づくりやＮＰＯの活動基盤の強化に係る事業に助成	・行政と企業、ＮＰＯ等が連携して試行的に事業を実施することで、多様な主体による協働が一定程度促進された ・今後は、各主体の間のより強固な連携のプラットフォームの構築が必要
ＮＰＯ活動助成事業 （平成 23～27 年度）	県費及び寄附金を原資にテーマ指定や自由提案による事業に助成	・特色あるＮＰＯの活動に対し、資金面での支援が図られた ・ＮＰＯの自らの事業の意義や見込まれる成果等を説明する力が高められた ・企業の CSR の取組が広がり、ＮＰＯとのマッチングが進んだ ・ふるさと納税制度の活用により、県民、企業の間で寄附文化の醸成が図られた ・今後は更にＮＰＯが自らの力で広く市民や企業からの支持を獲得する能力を高めていくことが必要

協働を取り巻く現状と課題

○社会貢献活動への関心の高まり

・東日本大震災を契機に社会貢献活動への社会的な関心が急速に高まっています。

・特に女性層、シニア層、専門的な職業層などで関心が高くなっていますが、社会貢献活動への参加経験では他の層と比べて有意差はなく、関心の高さが実際の活動に十分結びついていません。

○活動主体、活動内容の多様化

・ＮＰＯ法人、一般社団法人、株式会社等の法人格の違いに拠らず、社会的課題の解決という点で活動領域に重なりが見られるようになっています。

・従来の市民活動型のＮＰＯに加え、近年は事業型のＮＰＯも増加しており、ビジネスパートナーとして企業との協働を行うケースが増えています。

○脆弱な組織運営基盤

・依然として多くのＮＰＯが人材や活動資金の不足の問題を抱えています。

・県内ＮＰＯ法人の過半数で有給の事務局スタッフが不在であり、組織運営について相談できる専門家もいないケースが多くなっています。

・事業型ＮＰＯの増加に伴い、ＮＰＯにおいても運転資金や設備投資資金等の資金需要が高まっていますが、一部を除いて金融機関からの資金調達は進んでいません。

・近年はクラウドファンディングなどの新たな資金調達手段が登場していますが、これらの活用が十分には進んでいません。

○情報の不足

・情報の公開や活動成果の発信等が十分にできていない組織・団体が数多く見られます。

・各組織・団体の活動内容や期待される成果についての情報不足が市民の社会貢献活動への参加や寄附の阻害要因の一つとなっています。

・情報の不足に起因して、企業やＮＰＯなどの間で互いに協働のパートナーを見つけるための有効な仕組みがありません。

今後の県の施策の方向性

■県と市町の役割分担

県	多様な主体による新たな協働を進めていくために必要なノウハウの構築と情報の収集・発信
市町	多様な主体による新たな協働を地域の実情に応じた形で実践

■施策の３本柱

１　ＮＰＯの組織運営基盤の強化

地域における多様な主体による協働を進めていくためには、ＮＰＯをはじめとする各主体の組織運営基盤が安定的であることが前提となります。ＮＰＯの組織運営上の最大の課題は人材及び活動資金の確保であり、ＮＰＯ法人に対する直近の調査結果においてもこの傾向は顕著となっています。今後はより実践的なコンサルティングサービスを提供するとともに、地域内の専門性を持った人材等を活用して、ＮＰＯの組織運営上の課題の解決や円滑な活動資金の調達を支援していきます。

２　多様な主体のマッチングの促進

社会的課題の解決に取り組む活動の主体や活動内容は多様化しており、新たな協働のスタイルも生まれています。その一方、互いの存在や活動内容を知る機会に乏しく、信頼できるパートナーを見つける仕組みのないことが一層の協働を進めていく上でのネックとなっています。今後は、地域の様々な主体の「出会い」、「つながり」のきっかけづくりを行うとともに、モデルとなるコーディネーターの発掘や、協働のパートナー探しに役立つ情報の提供等により、多様な主体によるマッチングを促進していきます。

３　協働参加・支援のすそ野の拡大

協働に基づく活力ある地域づくりは将来にわたって取り組むべき課題であることから、協働参加の間口を広げ、不断に新たな担い手を育てていくことが必要です。また、寄附や社会的投資等を通じて協働の取組を支援する人や企業を増やしていくことも重要です。そのために、社会貢献に関心のある若者や企業など潜在的な協働の担い手、支援者を掘り起こし、活動参加のきっかけづくりや多様な支援手法の提示などを通じて、協働のすそ野を広げるための取組を進めていきます。

施策の体系

【目指す姿】

◆協働に基づく持続可能な活力ある地域づくり◆

地域の多様な主体が連携を取りながら、それぞれの特性を活かして柔軟に課題解決に取り組むことで地域全体としての課題解決力を高め、自らの手で持続可能な活力ある地域づくりを進めていく。

【施策の柱】

【取組内容】

１　ＮＰＯの組織運営基盤の強化

- 中間支援機能の強化
- 地域内の専門性を持った人材等の積極的な活用
- 円滑な活動資金の調達に係る支援の実施

２　多様な主体のマッチングの促進

- 地域の多様な主体の「つながり」づくり
- モデルコーディネーターの発掘とノウハウの普及
- 協働のパートナー探しに役立つ情報の提供

３　協働参加・支援のすそ野の拡大

- 潜在的な協働の担い手の発掘と参加の促進
- 協働に対する支援に係る多様な選択肢の提供
- 協働に対する社会的な関心の更なる醸成

施策の進捗に関連する参考指標
（2018 年３月一部改正）

■成果指標

成果指標	策定時	現状	目標
ＮＰＯ法人の 年間総事業費	19,754,420 千円 （2013 年度）	21,172,643 千円 （2015 年度）	22,000,000 千円 （2020 年度）
認定・特例認定 ＮＰＯ法人数	13 法人 （2014 年度）	23 法人 （2016 年度）	40 法人 （2020 年度）

■補足指標

１　ＮＰＯの組織運営基盤の強化

成果指標	策定時	現状	目標
年間収入 20,000 千円以上のＮＰＯ法人数	242 法人 （2013 年度）	267 法人 （2015 年度）	300 法人 （2020 年度）

※事業報告書集計結果より

２　多様な主体のマッチングの促進

成果指標	策定時	現状	目標
社会的課題の解決のため、行政、企業等と協働事業を行ったことのあるＮＰＯ法人の割合	44.9% （2014 年度）	53.2% （2016 年度）	55.0% （2020 年度）

※ＮＰＯ法人実態調査より

３　協働参加・支援のすそ野の拡大

成果指標	策定時	現状	目標
ＮＰＯ法人の収入に占める寄附金額の割合	1.8% （2013 年度）	2.1% （2015 年度）	2.5% （2020 年度）

※事業報告書集計結果より